

富士山火山防災対策協議会規約 新旧対照表

新			旧		
富士山火山防災対策協議会規約			富士山火山防災対策協議会規約		
第1条から第14条まで (略)			第1条から第14条まで (略)		
附則 この規約は、平成24年6月8日から施行する。 (中略) この規約は、令和5年4月1日から施行する。 <u>この規約は、令和6年4月1日から施行する。</u>			附則 この規約は、平成24年6月8日から施行する。 (中略) この規約は、令和5年4月1日から施行する。 <u>(追加)</u>		
【別表】			【別表】		
別表1 富士山火山防災対策協議会 構成員			別表1 富士山火山防災対策協議会 構成員		
区分 (法第4条第2項 中該当する号)	機関	職名(氏名)	区分 (法第4条第2項 中該当する号)	機関	職名(氏名)
(中略)			(中略)		
地方气象台等 (第2号)	<u>東京管区气象台</u>	<u>台長</u>	地方气象台等 (第2号)	<u>気象庁地震火山部火山監視 警報センター</u>	<u>所長</u>
	横浜地方气象台	台長		横浜地方气象台	台長
	甲府地方气象台	台長		甲府地方气象台	台長
	静岡地方气象台	台長		静岡地方气象台	台長
(中略)					
火山専門家 (第7号)	山梨県富士山科学研究所	名誉顧問 荒牧 重雄	火山専門家 (第7号)	山梨県富士山科学研究所	名誉顧問 荒牧 重雄
	<u>山梨県富士山科学研究所</u>	<u>特別客員研究員</u> 池谷 浩		<u>砂防・地すべり技術センター</u>	<u>研究顧問</u> <u>池谷 浩</u>

備考：改正箇所は下線が引かれた部分である。

新	旧
別表 3 各県コア合同幹事会 構成員機関	別表 3 各県コア合同幹事会 構成員機関
機 関	機 関
神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課	神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課
山梨県防災局防災危機管理課火山防災対策室	山梨県防災局防災危機管理課火山防災対策室
静岡県危機管理部危機情報課	静岡県危機管理部危機情報課
内閣府政策統括官（防災担当）付	内閣府政策統括官（防災担当）付
<u>東京管区气象台</u>	<u>気象庁地震火山部火山監視警報センター</u>
中部地方整備局防災室	中部地方整備局防災室

備考：改正箇所は下線が引かれた部分である。